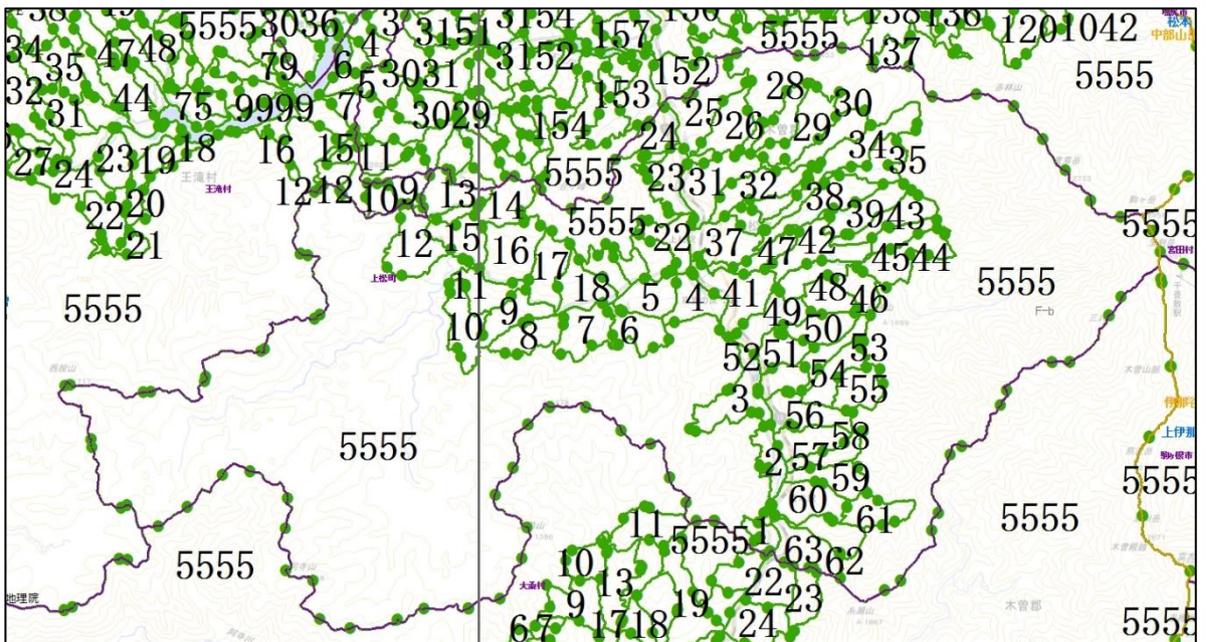
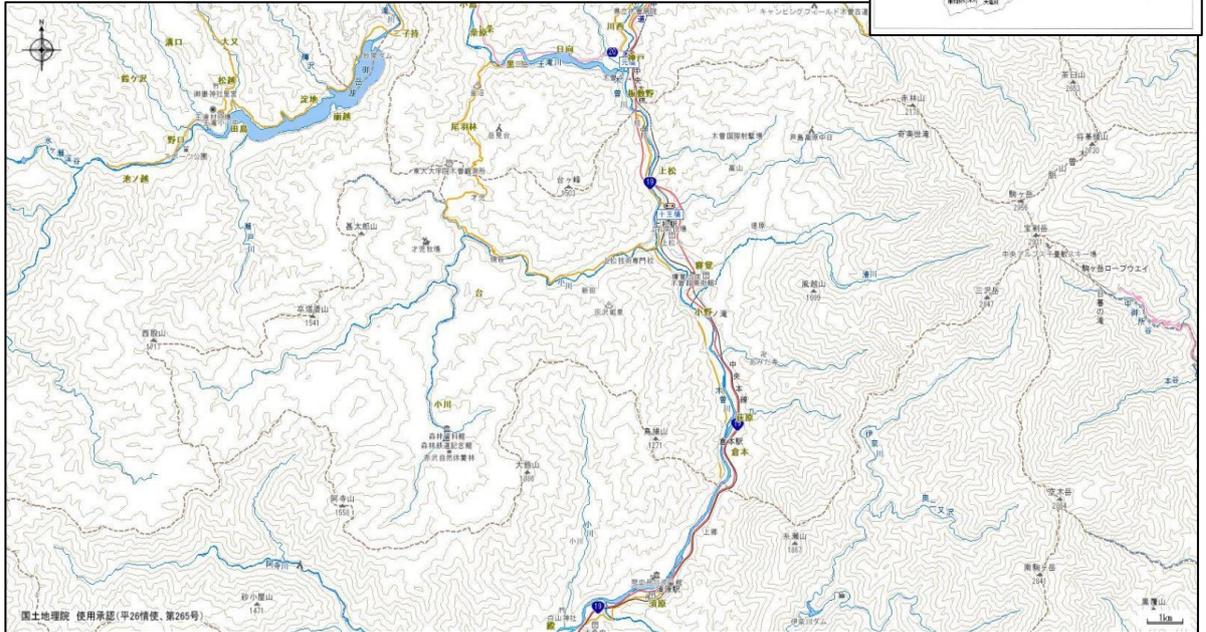
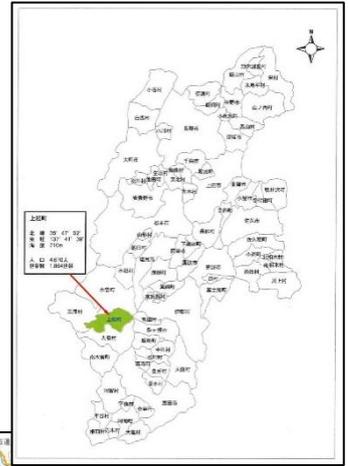


# 上松町森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 14 年 3 月 31 日

長野県  
上松町

# 上松町位置図



# 目 次

<b>I 基本的事項</b>	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林林業の課題	
2 森林整備の基本方針	8
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	9
<b>II 森林の整備</b>	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	10
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3 その他	
第2 造林	
1 人工造林	13
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	14
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	18
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	
第3 間伐及び保育	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他	21
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(1) 区域の設定	

(2) 森林施業の方法	
3 その他	26
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
<b>第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進</b>	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
<b>第6 森林施業の共同化の促進</b>	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
<b>第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設</b>	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	28
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
3 作業路網の整備	
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
<b>第8 その他</b>	31
1 林業に従事する者の養成及び確保	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	
<b>Ⅲ 森林の保護</b>	
<b>第1 鳥獣害の防止</b>	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	
<b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b>	
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	32
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他	
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進</b>	
1 保健機能森林の区域	34
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4 その他	
<b>Ⅴ その他森林の整備に必要な事項</b>	
1 森林経営計画の作成	36
2 生活環境の整備	

- 3 森林整備を通じた地域振興
- 4 広葉樹の利活用促進
- 5 森林の総合利用の推進
- 6 住民参加による森林の整備
- 7 森林経営管理制度に基づく事業
- 8 その他必要な事項

**VI 参考資料**

- 1 人口及び就業構造..... 40
- 2 森林転用面積
- 3 森林資源の現況等
- 4 市町村における林業の位置付け
- 5 林産物の生産概況
- 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置（上松町役場）

東経 137° 41' 39" 北緯 35° 47' 02" 海拔 710m

#### ◇面積

168.42km<sup>2</sup>（東西24.5km、南北 13km）

#### ◇土地の地目別面積＜令和2年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
1.183k m <sup>2</sup>	1.409k m <sup>2</sup>	1.008k m <sup>2</sup>	127.115k m <sup>2</sup>	6.149k m <sup>2</sup>	31.556k m <sup>2</sup>

#### ◇気象（令和3年、木曾福島気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
平均	最高	最低			
11.4 °C	35.1 °C	-12.2 °C	2,356.0 mm	1.4 m/s	- %

#### ◇地形・地質

上松町は、長野県の南西部、木曾郡のほぼ中央に位置し、南北 13km、東西 24.5km で、東には木曾駒ヶ岳(2,956m)を主峰とする中央アルプス山系が連なり、西には卒塔婆山(1,541m)、台ヶ峰(1,503m)などの山々が連なっています。町の中央部を北から南へと木曾川が貫流し、それに沿って国道19号線、JR中央西線が並行して走っています。木曾川の左岸には駒ヶ岳に源をもつ滑川、十王沢の急流が木曾川に注ぎ、右岸には小川入国有林の赤沢自然休養林を源とする小川が流入し、いずれも急峻な地形を呈しています。集落はこの河川が合流する台地に存在し、それぞれの河川に沿って標高550m～1,100mの地域に集落、耕地が形成されています。これらの河川は急峻な山岳地帯に幽玄な溪谷をかたちづくり、奇勝絶景をなしています。また、上松町の地質は、北部の中古生層を主体とした堆積岩地帯、東部から中部へかけての花崗岩地帯、西部の濃飛流紋岩地帯、中部の段丘地帯に大別されます。

## (2) 森林・林業の現状

上松町の森林面積は 15,775ha で地域総面積の 95%を占めています。また、その歴史的背景から国有林が 10,816ha と森林の 64%を占めており、国有林の占める割合が高い地域です。国有林から産出される天然の「木曽檜」はブランドとして市場でも高い評価を受けています。

一方、民有林の面積は 4,959ha、蓄積は 830,150m<sup>3</sup>となっており、人工林面積は 1,631ha、人工林率は 33%で県平均の 50%や郡平均の 48%を下回り、11 齢級以上（林齢 56 年以上）の高齢級林分が全体の 77%を占めています。樹種別の面積割合は、ヒノキが 45%と一番多く、次いでカラマツが 20%、スギが 18%となっています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m<sup>3</sup>

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	1,629	2	1,631	617	2,671	40	3,328	2,246	2,673	40	4,959
	蓄積	400,029	183	400,212	147,947	281,991		429,938	547,976	282,174		830,150
国有林	面積	4,632	21	4,653	4,203	952	1,007	6,163	8,836	973	1,007	10,816
	蓄積	1,052,542	12,106	1,064,648	1,189,719	198,324		1,388,043	2,242,261	210,430		2,452,691
合計	面積	6,261	23	6,284	4,820	3,623	1,047	9,490	11,081	3,646	1,047	15,775
	蓄積	1,452,571	12,289	1,464,860	1,337,666	480,315		1,817,981	2,790,237	492,604		3,282,841

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

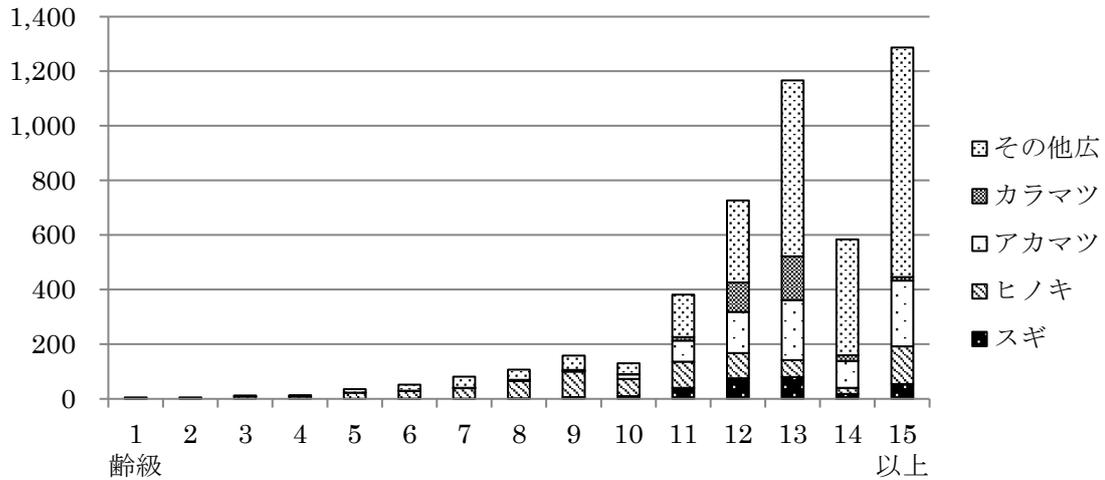
民有林の人工林割合 面積 32.9% 蓄積 48.2%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m <sup>3</sup> )		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	814	16.6%	13.5%	188,265	22.7%	13.1%
カラマツ	320	6.5%	2.7%	80,435	9.7%	2.5%
スギ	286	5.8%	15.5%	93,764	11.3%	14.6%
ヒノキ	744	15.1%	7.3%	165,618	19.9%	7.2%
その他針	82	1.7%	9.4%	19,894	2.4%	9.7%
広葉樹	2,673	54.3%	11.2%	282,174	34.0%	10.6%
計	4,919	100%	-	830,150	100%	-

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、木曽谷計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の樹種及び齢級別面積構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、公有林（県・市町村）が7%、私有林が93%となっています。私有林の内訳は、集落有林13%、公社等の団体有林1%、個人有林ほか74%であり、個人有林の割合が多くなっています。個人有林の所有者数は749人で、1人当りの所有規模面積は4.9haで県平均の1.7haを上回っています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積 (ha)		蓄積 (m <sup>3</sup> )	
			割合		割合
公有林	県	1	0%	162	0%
	市町村	330	7%	62,788	8%
	財産区	0	0%	0	0%
	計	331	7%	62,950	8%
私有林	集落有林	652	13%	81,752	10%
	団体有林	53	1%	6,211	1%
	個人有林	3,670	74%	641,635	76%
	その他	253	5%	37,602	5%
	計	4,628	93%	767,200	92%
合計		4,959	100%	830,150	100%

③ 林業労働力の現状

林業事業体数は6事業体、総従事者数は51名で、事業体の内訳は森林組合1組合、素材生産業5社となっています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	17	12	木曾南部森林組合
生産森林組合				
素材生産業	5	34	34	
製材業				
合 計	6	51	46	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		17	9		26
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器		3	2		5
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝打機					
クレーン付きトラック		3	1		4
フェラーバンチャ(ザウルス・ロボ)					
スキッダ					
プロセッサ		4	1		5
グラップル・グラップルソー		4			4
ハーベスタ	1				1
フォワーダ					
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	1	4			5
合 計	2	35	13	0	50

④ 林内路網の整備状況

令和2年度末の本町の林道等の林内路網総延長は53km、林内路網密度は10.1m/haで、県平均の21.1m/haを下回っています。

【路網整備状況（令和2年度末）】

区 分	路 線 数	延 長		密 度
			うち 舗装	
林 道	14 路線	45km	35km	m/ha
林業専用道		km	km	m/ha
森林作業道	17 路線	8km	km	m/ha
合 計	31 路線	53km	35km	10.1m/ha

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

保安林は、令和元年度末現在で土砂流出防備保安林など308haが指定されており、民有林面積の6%を占めています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	ha	
土砂流出防備保安林	277.69ha	5.6%
土砂崩壊防備保安林	5.88ha	0.1%
風害防備保安林	ha	
水害防備保安林	ha	
干害防備保安林	0.33ha	0.0%
落石防止保安林	15.12ha	0.3%
保健保安林	(1.64)ha	0.0%
風致保安林	9.25ha	0.2%
合 計	308.27ha	6.2%

※（ ）は風致保安林と重複

⑥ 地域の取り組み状況

ア 木曾川上下流の交流

平成14年に木曾川下流域の愛知県豊明市との間で友好自治体提携が締結され、上下流域双方の住民が「木曾川の水」を縁としてつながりを持ち、教育、文化、観光、農林業などあらゆる分野において交流を図っていく一環として、交流植樹・育樹祭を実施し、水源の森林整備に取り組んでいます。

#### イ 木曾川「水源の森」森林整備協定

平成 15 年に愛知中部水道企業団と木曾広域連合との間で協定が締結され、下流域の「水道水源環境保全基金」及び上流域の「木曾森林保全基金」により、森林所有者の間伐経費の負担を軽減するための助成が行われ、水源としての森林整備に取り組んでいます。

#### ウ 森林共同施業団地

平成 25 年 8 月に「木曾谷流域森林整備推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携して、路網の整備などによる効率化や計画的な森林施業を行い、持続可能な林業の再生を目指して取り組んでいます。

#### エ 森林セラピー基地

森林浴発祥の地として知られる赤沢自然休養林が平成 18 年に森林セラピー基地に認定され、平成 19 年からは町観光協会と県立木曾病院の連携による健康診断と林内散策を組み合わせた「森林セラピードック」の提供を行うなど、健康増進を通じた地域の活性化に取り組んでいます。

### (3) 森林・林業の課題

#### ア 森林整備の推進

当町民有林の人工林面積 1,631ha のうち 1,250ha(77%)は 56 年生以上の高齢級で齡級配置に偏りが見られるほか、適切に整備が行われていない森林も多く、資源を有効活用すると同時に循環利用に向けた林齡平準化の取り組みが必要となっています。

また、民有林の半分以上を占める広葉樹資源の育成や利活用についても取り組む必要があります。

天然林の「木曾檜」はブランドとして市場でも高い評価を得ていますが、国有林から搬出される天然資源の減少や、建築工法の進化、林業従事者の減少・高齢化などの課題を抱え、厳しい環境にあります。

森林の公益的機能発揮に向け整備・保全を進める取り組みが必要となっています。

#### イ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進するため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要があります。また、森林所有者の不明及び不在村所有者など施業集約化が困難となっている林分は、森林の土地の情報を整理し、林地台帳を整備及び提供することで、弊害の解消を目指す必要があります。

#### ウ 適切な経営や管理の推進

現在、森林組合等の事業体が森林経営計画を作成して積極的な森林整備を行っていますが、森林の経営や管理が行われていない「人工林」について、町が仲介役となり森林所有者と担い手を繋いで森林整備を進める「森林経営管理制度」の取り組みが木曾管内で

は令和2年度から開始されました。森林整備推進のため、広域連携により取り組む必要があります。

#### エ 基盤整備

路網密度が低く、路網の整備が遅れている現状を踏まえ、林業専用道及び森林作業道の開設・改良等による路網の整備を積極的に進め、高性能林業機械の導入による森林施業の効率化及び生産コストの低減を図る必要があります。

#### オ 野生鳥獣被害対策

近年、ツキノワグマによる剥皮の被害が急増しており、被害防止に向けた対策が急務となっています。また、ニホンジカの被害も拡大傾向であり、カモシカによる食害も含め「鳥獣害防止森林地域」を定め、造林及び再造林の推進に併せ、植栽木を保護する対策も必要となっています。

#### カ 森林病虫害対策

町内ではマツノマダラカミキリによる松くい虫被害が平成25年、28年、令和3年に確認されました。また、令和元年にはカシノナガキクイムシによるナラ枯が倉本地区で初めて確認され、その後町内ほぼ全域にまで拡大しています。このため、森林保全の観点から早期発見・駆除が必要となっています。

#### キ 担い手の育成

基盤整備を推進するにあたり、路網開設の技術者及び高性能林業機械のオペレーターなどの作業システム全般に精通する高度な技術者の養成・確保が必要となっています。また、森林施業プランナーなど施業の集約化を行う人材の育成も必要となっています。

#### ク 森林施業の効率化

担い手不足による作業の効率化・省力化に向け、ドローンの活用や資源・境界情報のデジタル化等地理空間情報やICT等を活用したスマート林業に取り組む必要があります。

#### ケ 公共施設等への地域材利用

地域材の利用促進として建築物の木造化を計画し、令和3年役場庁舎が完成しました。「地域材利用方針」に基づき、公共施設等の整備には、積極的に地域の木材を使用するとともに、木質バイオマス利用が注目されており、地域材の流通加工体制の整備が必要となっています。

#### コ 伝統工芸品の継承者・原材料確保

古くから桶樽などの工芸品を作っており、人気も高くなってきていますが、原材料の地元調達や後継者の確保が必要となっています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、木曾谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
徳原地区～ 駒ヶ岳山麓	木材生産機能	未達成	維持	間伐・主伐	スギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他地区に比べ高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林の整備を図るとともに、計画的かつ安定的な供給を図ります。
葦島地区	水源涵養機能	未達成	維持	間伐	小野川、正股沢流域は町民の良質な飲料水や農業用水として町民の生活に欠かせない貴重な森林であることから水源涵養機能をより高める必要があります。
西中・西奥 地区	水源涵養機能 山地災害防止機能	未達成	維持	間伐	赤沢自然休養林を源とする小川流域は、優れた景観を有し、地域住民の生活に欠かせない水源となっている一方、急峻な地形を擁しているため、水源涵養機能の向上と防災機能の向上を図る必要があります。
灰沢地区	木材生産機能	未達成	維持	間伐	地区内には、約 27ha の町有林があり、地域の模範林としての役割も担っていることから、林業生産活動を通じて適切な森林整備を行う必要があります。

寝覚地区	保健・レクリエーション機能	未達成	維持	択伐	木曽八景の一つである「寝覚の床」は、県立公園に指定され、観光地となっていますが、ナラ枯れの被害も発生し、景観を損なう恐れもあることから適切な維持管理を行う必要があります。
吉野・荻原・立町・倉本地区	山地災害防止機能	未達成	維持	間伐・択伐	急峻な地形やナラ枯れの被害拡大により山地災害の発生が危惧されています。このため、積極的な保安林の指定により治山事業を推進する必要があります。
全域	水源涵養機能	未達成	維持	間伐等森林整備	木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、間伐を主体とした森林整備に取り組みます。

## (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

民有林のうち人工林面積は1,631haで、森林経営計画対象林分や制限林、公有林等を除いた所有者自ら管理する森林が774haあり、そのうち640haが間伐等整備の必要な森林です。

町では現在までに、木曽南部森林組合で8団地の森林経営計画が策定され、現在4団地で計画的に整備が行われています。今後林業経営が成り立つ区域については森林経営計画策定森林を増やす計画です。

町内の市街地や主要幹線、河川沿いには土砂災害危険地区があり、周辺の森林は山地災害危険地に指定され、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活の維持を図るうえで重要な課題となっています。このため、森林が有する防災減災の公益的機能が求められる区域を主体に、森林環境譲与税を活用した「森林経営管理制度」の適切な運用を通じて整備を進めます。

木曽管内では広域連携により令和2年度から「森林経営管理制度」に取り組み、町では実施方針の策定とともに田口団地をモデル地区として設定し、説明会の開催や意向調査の実施、集積計画策定を行い再委託先の事業者が決定しました。今後順次新たな団地を設定し、森林整備を推進する計画です。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

木曽森林管理署、木曽地域振興局、上松町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を樹立することとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

## Ⅱ 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたいえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)</p>

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。</li> <li>② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ol>
皆 伐	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。  <p style="margin-left: 40px;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地                      人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p> </li> </ol>

択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意します。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹林帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行います。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	上松町
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は、木曾地域振興局市町村認定は上松町)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり、必要に応じて、長野県木曾地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

#### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

## (2) 方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘察し、林業普及指導員や町の林務担当部局とも相談のうえ、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取り組みや大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘察し植栽本数を決定します。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整します。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	同左。ただし、天然更新が期待できる場合は、伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に延長できるものとする。

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

## (1)対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズメ) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

## ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、木曽地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

#### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定する。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

#### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

#### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存する。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、木曽谷地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の 3 の 3-2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積(ha)	備 考
該当なし		

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

該当なし

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

### イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応じ て実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産す る場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打 ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変す ることから気象害に遭うおそれがある ため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない 樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応 じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施すること が望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源涵養機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

##### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他広 葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保が

できる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他針 葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他広 葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種	施 業 の 方 法	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。	
間 伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。	
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルクキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	3-は・に、4-い、6-に・ほ、7-に、8-い～は、9-い、10-い～へ、12-い・に、13-い～と、14-い～ほ、15-は～と、16-い～は・ほ・へ、17-い～ほ、18-に、19-い～は・ほ・へ、20-い・ろ・に・ほ、25-ほ、26-い～に、27-へ、28-い～は、29-ろ～に・へ・と、30-い・に、34-い～へ、35-い～に、38-は・ほ、39-ろ～ほ、40-い・ろ、42-い～は、43-い～ほ、44-に、45-は、46-い～ほ、47-い、48-い～と、49-い・ろ・に、50-に・へ、51-ろ、53-に・ほ、54-い・ろ、55-は～ほ、57-い、58-に・ほ、61-い・は・に	2,228.15

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	17-へ、22-い・は、25-ろ、38-に、41-ほ～と、54-ほ、57-ろ・ほ、60-い、62-は・へ	25.15
	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2年)	1-い、2-い～は、3-い～は・ほ・へ、4-ろ・ほ・へ、5-い～へ、6-い～は、7-い～は・ほ、8-に、9-ろ・は、11-い～は、12-ろ・は、15-い・ろ、16-ろ・に、17-へ、18-い～は、19-に、21-い～は、22-い～は、23-い～に、24-い・ろ、25-い～に・へ・と、27-い、29-い・ほ、30-ろ・は、31-い～ほ、32-い～へ、33-い～は、34-い、35-い～に、36-い～は、37-い～に、38-い～に、39-い、40-は、41-い～に、42-に・ほ、44-い～は、45-い・ろ・に～へ、47-ろ～ほ、49-い・は・ほ、50-い～は・ほ・と、51-い・は・に、52-い～は、53-い～は、54-は～ほ、55-い・ろ、56-い～ほ、57-ろ～ほ、58-い～は、59-い～へ、60-い～に、61-ろ、62-い～へ、63-い～へ	2,854.40
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2年)	該当なし	
進森林 保健文化機能維持増	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	4-は・に、41-ほ・へ	31.88

	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2年)	52-い	0.20
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
推進すべき森林 その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐以外による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2年)	該当なし	

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
すべき森林 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進	皆伐	1-い、2-い～は、3-い～へ、4-い・ろ・ほ・へ、5-い～へ、6-い～ほ、7-い～ほ、8-い～に、9-い～は、10-い～へ、11-い～は、12-い～に、13-い～と、14-い～ほ、15-い～と、16-い～へ、17-い～へ、18-い～に、19-い～へ、20-い・ろ・に・ほ、21-い～は、22-い～は、23-い～に、24-い・ろ、25-い～と、26-い～に、27-い・へ、28-い～は、29-い～と、30-い～に、31-い～ほ、32-い～へ、33-い～は、34-い～へ、35-い～に、36-い～は、37-い～に、38-い～ほ、39-い～ほ、40-い～は、41-い～に・と・ち・り、42-い～ほ、43-い～ほ、44-い～に、45-い～へ、46-い～ほ、47-い～ほ、48-い～と、49-い～ほ、50-い～と、51-い～に、52-い～は、53-い～ほ、54-い～ほ、55-い～ほ、56-い～ほ、57-い～ほ、58-い～ほ、59-い～へ、60-い～に、61-い～に、62-い～へ、63-い～へ	4,814.66
	皆伐 ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	3-は、21-は、26-に、42-い、43-は、 52-い・ろ・は、53-ろ	180.53
特に効率的な施業が可能な区域			

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

#### (2) その他(独自設定)

木曾川広域の水源涵養機能の維持増進を図る森林として、木曾川「水源の森」森林整備協定に基づき、上下流が一体となった健全な水循環社会の構築を図るために区域を独自に設定します。

##### ア 区域の設定

浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林及び木曾川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林で、自然的条件等により一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木曾川広域の水源涵養機能の維持増進を図る森林として、水源涵養機能森林を除く全域の森林に設定します。

##### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、適切な保育・間伐等を推進することを基本とし、立地条件に応じ天然力も活用した適切な施業を推進する。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画の策定を促進し、持続的な森林経営を推進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進します。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

### 第6 森林施業の共同化の促進

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、木曾森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計

画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。

- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日 48林野道第107号林野庁長官通知

林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

## イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	松山	300	159			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	藤久保	900	((5)) 102			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	万路	300	((54)) 60			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	駒ヶ岳	500	126	○		
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	樽沢	200	51			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	巾ノ津	400	144			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	馬留芦島	400	109			
開設 (新設)	自動車道	林道	上松町	二ツ山	1,000	63			
開設 (改築)	自動車道	林道	上松町	吉野東野	2,000	((24)) (435) 533	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	吉野東野	[3] 25	((24)) (435) 533	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	倉本	[2] 40	(389) 271	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	木曾駒山麓	[19] 400	(2,763) 1,323			
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	台ヶ峰	[7] 300	(344) 599			
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	松山	[22] 250	159	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	山室	[12] 250	175	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	肥沢	[7] 250	(255) 97	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	藤久保	[7] 250	((5)) 102			

拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	万路	[7] 250	((54)) 60			
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	巾ノ津	[7] 250	144	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	上松町	大畑	[7] 200	52			

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	吉野東 野	2,600	((24)) (435) 533			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	山室	500	159	○		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	松山	1,200	159	○		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	藤久保	500	((5)) 102			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	万路	500	((54)) 60			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	巾ノ津	500	144			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	上松町	漆脇	600	57			

## ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## (2) 細部路網

### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年9月1日23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながらい業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域圏の町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

#### 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類	現 状(参 考)	将 来
伐 倒	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ
造 材	プロセッサ、ハーベスタ	プロセッサ、ハーベスタ
集 材	トラクタ、スイングヤーダ	トラクタ、スイングヤーダ、タワーヤーダ
運 材	トラクタ、フォワーダ	トラクタ、フォワーダ

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現 状(参 考)			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

## III 森林の保護

### 第1 鳥獣害の防止

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

## (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

## 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表 4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	29、30、34林班	321.37
ツキノワグマ	3、5、7、8、9、38、40、42、43林班	768.73

## 第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月 28日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知)」により実施します。

#### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

#### (3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

#### (4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

#### (5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対策
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防護柵の設置及びその維持管理・改良</li> <li>② 幼齢木保護具の設置及び忌避剤による被害防除</li> <li>③ 剥皮防止帯の設置</li> <li>④ わな、銃器による捕獲を推進する。</li> </ul>
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け</li> <li>② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き、ネット巻きの実施</li> <li>③ 加害個体を選別しての捕獲</li> </ul>
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進）</li> <li>② 加害個体を選別しての捕獲</li> <li>③ モンキードック等による追い払いの実施</li> </ul>
ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による化学的防除の実施</li> <li>② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲</li> </ul>
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進）</li> <li>② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進</li> </ul>

## 3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条の規定により実施しなければなりません、そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことに留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(20日以内) 面積(1件当たり5ha以内) ※ただし、火入れ地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては、これを超えて許可をすることができる。 従事者(0.5ha まで 10 人以上、0.5ha を超え 1ha までは 15 人以上) ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに産業観光課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ②火入れを行おうとする土地(以下「火入れ地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 ③ 火入れ地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 ④ 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

#### 5 その他

##### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
60-い・に	カシノナガキクイムシ

##### (2) その他

該当なし

### IV 森林の保健機能の増進

#### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
床	4は・に	18.41	6.19	10.92	0.10	0.57	0.63	県立2:5.01ha 砂防:1.59ha
寝覚	41に・ほ・へ	13.47	3.53	9.69	0.18	0.04	0.03	風致保安林:3.73ha 土流保安林:1.53ha 県立2:4.13ha 砂防:6.58ha 文化財:0.79ha
荻原	52い	0.20	0.17				0.03	風致保安林:0.20ha

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

裏寝覚へアクセスするための、遊歩道整備及び斜面の安全対策

### (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつ

つ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮します。

- ア 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- イ 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- ウ 四季を通じて利用可能な施設の設置
- エ 周辺にある既存施設の調和に配慮した整備
- オ 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定します
- カ 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障がい者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意します。
- キ 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ります。

### (3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
広葉樹	25	

## 4 その他

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- ア 森林及び森林保健施設の適切な管理
- イ 防火体制及び防火施設の整備
- ウ 利用者の安全
- エ 交通の安全・円滑の確保

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

## (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha) (制度対象面積)
ブロック1 (木曽川右岸～小川右岸)	1～11林班	136ha
ブロック2 (木曽川右岸～小川左岸)	12～24林班	236ha
ブロック3 (木曽川左岸北部)	25～32林班	102ha
ブロック4 (木曽川左岸中部)	33～49林班	70ha
ブロック5 (木曽川左岸南部)	50～63林班	96ha

※上表は、森林経営管理制度における実施方針区域です。

### 2 技術者・後継者等確保・定着のための生活環境の整備

空き家を活用し、起業・ゲストハウスをつくる為の支援を行うことで、技術専門学校卒業生等とのマッチングを図ります。

### 3 森林整備を通じた地域振興

地元産材を用いた木工品・伝統工芸品の拡大に向け、インストラクターを育成し、学校などとの連携による後継者確保のための情報発信・交流活動を推進します。また、木曽ヒノキをコア地域資源と位置付けた生産体制づくりに向け、伊勢神宮内等にアンテナショップを開設し“御神木・木曽ヒノキ”の情報発信拠点とするとともに、日常生活の中のヒノキ木工品活用などの提案・発信を行います。

### 4 広葉樹の利活用促進

町内には広葉樹の森林資源が豊富にあるものの、その多くは支障木として伐採され材として活用されていません。このため、町内で伐採された広葉樹を活用する取り組みを地域おこし協力隊やOB、技術専門校修了生等と連携して行います。

### 5 森林の総合利用の推進

間伐が必要なヒノキ人工林が多く存在するため、間伐の推進に合わせ搬出率の向上を目指すこととします。また、アカマツ林については、松くい虫被害が拡大する前に適切な樹種転換を図ることとします。さらには、農地周辺森林の整備について推進し、鳥獣被害防止のための緩衝帯として機能させていくとともに、自伐林家の支援策を構築することとします。

## 6 住民参加による森林の整備

### (1) 地域住民参加による取組

町有林の整備や植育樹活動を通じて、町民ボランティアによる森林づくりを計画的かつ定期的実施し、森林が持つ多面的な公益的機能への理解を深めるとともに、地域環境の整備を推進します。

### (2) 木曽川上下流連携による取組

木曽川の上流に位置する森林は、下流名古屋市周辺の都市の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、木曽谷地域全体が下流市町村と関わりを持ち、下流市町村の保養施設や姉妹都市として住民の交流は深く密接な関係であり、近年は森林整備への支援や下流市町村の森林ボランティア等を受け入れています。より一層多くの下流住民と交流を深め、森林整備への協力要請や積極的にボランティア活動に参加されるよう運動を展開します。

### (3) その他

木曽谷を水道水源として利用する下流都市より水源基金の拠出を受けて、森林整備に活用します。また、下流都市住民等の組織するボランティア団体等が森林整備に協力できるように適地の選定、所有者との調整、道路網の整備など受け入れ体制の整備を進めると同時に下流都市の行政、公民館活動、広報等を通じ積極的に参加要請を実施します。

## 7 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していきます。

## 8 その他必要な事項

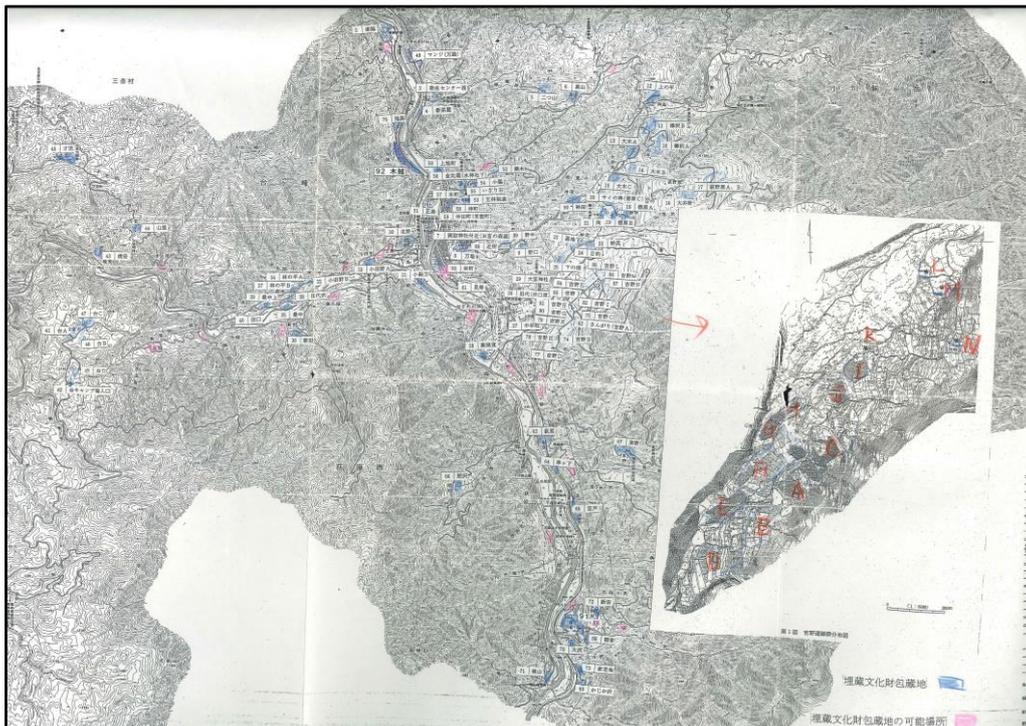
### (1) 町有林の経営に関する事項

町有林や分収造林地の計画的な整備を進め、木材の利用価値を高めます。

### (2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地の位置をあらかじめ示し、森林整備や施設整備を行う場合の目安とし、区域内にかかる場合やかかりそうな場合には事前に協議します。

位置図(埋蔵文化財包蔵地:青色、埋蔵文化財包蔵地の可能場所:桃色)



【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和4年2月28日	文書による意見照会	木曽南部森林組合
令和4年2月28日	文書による意見照会	木曽官材市売協同組合
令和4年3月4日	文書による意見照会	上松町木材工業協同組合
令和4年3月4日	文書による意見照会	木曽協和産業株式会社

2 公告・縦覧期間

令和4年1月28日 ～ 令和4年2月28日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業観光課	課長補佐	中村 勇	
産業観光課 農林係	主査	橋本 淳	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
木曽地域振興局	林務課 普及林産係	森林保護専門員	山内 仁人	
木曽地域振興局	林務課 普及林産係	主任	稲村 昌弘	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
上松町ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	5,245	2,531	2,714	564	307	257	570	319	251	757	414	343	1,448	754	694	1,906	737	1,169
	H27年	4,670	2,279	2,391	442	240	202	468	260	208	639	355	284	1,280	668	612	1,841	756	1,085
	R2年	4,131	2,044	2,087	375	193	182	366	209	157	540	291	249	1,097	601	496	1,753	750	1,003
構成 比 (%)	H22年	100	48.26	51.74	10.75	5.85	4.90	10.87	6.08	4.79	14.43	7.89	6.54	27.61	14.38	13.23	36.34	14.05	22.29
	H27年	100	48.80	51.20	9.46	5.14	4.32	10.02	5.57	4.45	13.68	7.60	6.08	27.41	14.30	13.11	39.42	16.19	23.23
	R2年	100	49.48	50.52	9.08	4.67	4.41	8.86	5.06	3.80	13.07	7.04	6.03	26.56	14.55	12.01	42.44	18.16	24.28

(出典：国勢調査)

### 2 森林転用面積

年次	総数 (ha)	工場・ 事業場用地(ha)	住宅・ 別荘用地 (ha)	ゴルフ場・ レジャー用地(ha)	農用地(ha)	公共用地(ha)	その他(ha)
H22	3.08					3.08	
H27	1.39					1.39	
R2	0					0	

(出典：木曾地事林地開発台帳、森林計画業務報告)

### 3 森林資源の現況等

#### 所有形態別

#### (1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	令和3年	4,628.28	4,150.56	477.72	102.25	375.47
構成比 (%)	令和3年	100	90	10(100)	2(21)	8(79)

(出典R3 森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～1ha	319	10～20ha	89	50～100ha	5	
1～5ha	251	20～30ha	20	100～500ha	3	
5～10ha	121	30～50ha	15	500ha 以上	0	
					総数	823

(出典:R3 森林簿データ)

#### 4 市町村における林業の位置付け

(1) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和元年現在)

項目	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	12	487	228,466
うち木材・木製品製造業(B)	3	19	4,915
B/A	25.0%	3.9%	2.2%

(出典:令和元年(2019年)工業統計調査)

#### 5 林産物の生産概況

種類	素材(民有林)	ヒノキ油				
生産量	806m <sup>3</sup>	250 トリ				
生産額(千円)	7,638	5,000				

(出典:令和元年木材流通調査、令和元年特用林産物生産統計調査)

#### 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況(面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
1	田口団地 17 林班い小班ほか 大字小川 4230-145 ほか 82 筆	47.6551ha(164.2500ha) カラマツ 60 年生ほか	有
2	灰沢団地 6 林班ろ小班ほか 大字小川 5570-ム ほか 42 筆	44.4522ha(56.3300ha) スギ 64 年生ほか	令和4年度設定予定

( )は森林簿面積